

青森県「攻めの農林水産業」推進本部等設置要領

第1章 「攻めの農林水産業」推進本部

(設置)

第1条 本県の農林水産業を取り巻く厳しい環境や新たな課題などに対応するため、未来につながる「水」と「土」と「人」の3つの基盤づくりを進めながら、収益性の向上を図ることを基本に、消費者起点に立った安全・安心で優れた県産農林水産物やその加工品を生産し、売り込んでいくという販売を重視した「攻めの農林水産業」を強力に推進することとしている。

この推進に当たって、生産段階から販売段階までの関係者が、「攻め」の共通認識で取り組んでいくために、「攻めの農林水産業」推進本部（以下「県本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県本部は、別表1に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第3条 県本部の委員は、別表2に掲げる者で構成する。

- 2 県本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は知事をもって充て、副本部長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 県本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議の進行は、本部長が指名した者が取り進めることとする。

(委員会)

第5条 販売・流通・加工対策、生産・構造対策及び水循環対策のそれぞれの観点から「攻めの農林水産業」の推進を図るため、県本部に次の委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 総合販売戦略・食産業推進委員会
- (2) 生産・構造政策推進委員会
- (3) 水循環システム再生・保全推進委員会

- 2 委員会は、別表1に掲げる事項を所掌する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は農林水産部長をもって充て、副委員長は農林水産部次長をもって充てる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 委員会の委員は、委員長が別に定める。
- 6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員長は、必要に応じて第5項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 8 会議の進行は、委員長が指名した者が取り進めることとする。
- 9 その他必要な事項は、委員長が別に定める。

(委員会の部会等)

第6条 販売・流通・加工対策、生産・構造対策及び水循環対策の専門的な事項の推進を図るため、次の表の左欄に掲げる委員会にそれぞれ同表の右欄に掲げる部会等を置く。

総合販売戦略・食産業推進委員会	総合販売戦略・食産業推進専門部会
生産・構造政策推進委員会	「日本一健康な土づくり運動」推進本部 稲作部会 畑作園芸部会 果樹部会 畜産部会 構造政策部会 生産基盤部会 林業部会 水産部会
水循環システム再生・保全推進委員会	環境公共推進会議

- 2 部会等は、別表1に掲げる事項を所掌する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は農林水産部本庁所管課長をもって充て、副部会長は部会長が別に定める。ただし、「日本一健康な土づくり運動」推進本部（以下「土づくり県本部」という。）については土づくり県本部長は農林水産部次長を、土づくり県本部副本部長は農林水産部本庁所管課長をもって充て、環境公共推進会議については会長は農林水産部次長を、副会長は農林水産部本庁所管課長をもって充てる。
- 4 副部会長は部会長を、土づくり県本部副本部長は土づくり県本部長を、環境公共推進会議副会長は環境公共推進会議会長を補佐し、部会長、土づくり県本部長及び環境公共推進会議会長が不在のときはそれぞれその職務を代理する。
- 5 部会等の委員は、部会長、土づくり県本部長及び環境公共推進会議会長が別に定める。
- 6 部会等の会議は、必要に応じて部会長、土づくり県本部長及び環境公共推進会議会長が招集する。
- 7 部会長、土づくり県本部長及び環境公共推進会議会長は、必要に応じて第5項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 8 会議の進行は、部会長、土づくり県本部長及び環境公共推進会議会長が指名した者が

取り進めることとする。

- 9 その他必要な事項は、部会長、土づくり県本部長及び環境公共推進会議会長が別に定める。

第2章 「攻めの農林水産業」推進地方本部

(設置)

第7条 地域における「攻めの農林水産業」の推進を図るため、地域県民局の所管区域ごとに「攻めの農林水産業」推進地方本部（以下「地方本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第8条 地方本部は、別表1に掲げる事項を所掌する。

(組織)

第9条 地方本部の委員は、地域県民局地域農林水産部長が別に定める者で構成する。

- 2 地方本部に地方本部長及び副地方本部長を置き、地方本部長は地域県民局地域農林水産部長をもって充て、副地方本部長は地域県民局地域農林水産部次長をもって充てる。
- 3 副地方本部長は、地方本部長を補佐し、地方本部長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第10条 地方本部の会議は、必要に応じて地方本部長が招集する。

- 2 地方本部長は、必要に応じて前条第1項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 会議の進行は、地方本部長が指名した者が取り進めることとする。

(部会)

第11条 地域における販売・流通・加工対策、生産・構造対策及び水循環対策の専門的な事項の推進を図るため、地方本部に次の部会を置く。

- (1) 生産・販売部会
- (2) 水循環流域部会

- 2 生産・販売部会に食産業連携推進地方本部（以下「食産業地方本部」という。）及び「日本一健康な土づくり運動」推進地方本部（以下「土づくり地方本部」という。）を置き、水循環流域部会に環境公共調整会議を置く。
- 3 部会、食産業地方本部、土づくり地方本部及び環境公共調整会議は、別表1に掲げる事項を所掌する。
- 4 部会に部会長及び副部会長を、食産業地方本部及び土づくり地方本部に本部長及び副本部長を、環境公共調整会議に会長及び副会長を置き、生産・販売部会長、食産業地方

本部長、土づくり地方本部長及び環境公共調整会議会長は地域県民局地域農林水産部次長をもって充て、水循環流域部会長は地域県民局地域農林水産部長をもって充てる。

- 5 副部会長は部会長が、食産業地方本部副本部長は食産業地方本部長が、土づくり地方副本部長は土づくり地方本部長が、環境公共調整会議副会長は環境公共調整会議会長が別に定める。
- 6 副部会長は部会長を、食産業地方本部副本部長は食産業地方本部長を、土づくり地方副本部長は土づくり地方本部長を、環境公共調整会議副会長は環境公共調整会議会長を補佐し、部会長、食産業地方本部長、土づくり地方本部長及び環境公共調整会議会長が不在のときはそれぞれその職務を代理する。
- 7 部会、食産業地方本部、土づくり地方本部及び環境公共調整会議の委員は、部会長、食産業地方本部長、土づくり地方本部長及び環境公共調整会議会長が別に定める。
- 8 部会、食産業地方本部、土づくり地方本部及び環境公共調整会議の会議は、必要に応じて部会長、食産業地方本部長、土づくり地方本部長及び環境公共調整会議会長が招集する。
- 9 部会長、食産業地方本部長、土づくり地方本部長及び環境公共調整会議会長は、必要に応じて第7項に定める者以外の者を会議に出席させることができる。
- 10 会議の進行は、部会長、食産業地方本部長、土づくり地方本部長及び環境公共調整会議会長が指名した者が取り進めることとする。
- 11 その他必要な事項は、地方本部長が別に定める。

第3章 雑則

(事務局)

第12条 県本部及び地方本部の事務局は、別表3のとおりとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、県本部及び地方本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成17年 3月28日制定)

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成18年 6月 1日改正)

この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。

附 則 (平成19年 5月 1日改正)

この要領は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成20年 5月14日改正）
この要領は、平成20年 5月14日から施行する。

附 則（平成21年 3月31日改正）
この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則（平成23年 1月25日改正）
この要領は、平成23年 1月25日から施行する。

附 則（平成23年 3月29日改正）
この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

別表1（第2条、第5条、第6条、第8条及び第11条関係）

○組織別の所掌事項

組 織 名	所 掌 事 項
「攻めの農林水産業」推進本部	(1) 「攻めの農林水産業」の取組方針及び具体的な対策を確認すること。 (2) その他「攻めの農林水産業」を推進するために必要な事項を協議すること。
総合販売戦略・食産業推進委員会	(1) 「総合販売戦略」の総合的な推進に関すること。 (2) 農商工連携による食品産業の総合的な強化に関すること。 (3) 「地産地消」の総合的な推進に関すること。 (4) その他特別に推進が必要な事項に関すること。
総合販売戦略・食産業推進専門部会	(1) 「総合販売戦略」の推進に関すること。 (2) 農商工連携による食品産業の強化に関すること。 (3) 地産地消の推進に関すること。
生産・構造政策推進委員会	(1) 生産対策の総合的な推進に関すること。 (2) 構造政策の総合的な推進に関すること。 (3) 生産基盤整備の総合的な推進に関すること。 (4) その他特別に推進が必要な事項に関すること。
「日本一健康な土づくり運動」推進本部	(1) 「日本一健康な土づくり運動」の総合的な推進に関すること。 (2) 地方本部の活動の支援に関すること。 (3) その他地域における土づくり関連施策や体制に係る総合的な連絡調整に関すること。
稲作部会	(1) 稲作の推進に関すること。 (2) 米づくり改革推進運動に関すること。
畑作園芸部会	(1) 畑作生産の推進に関すること。 (2) 野菜・花き生産の推進に関すること。 (3) 「冬の農業」の推進に関すること。
果樹部会	(1) りんご生産の推進に関すること。 (2) 特産果樹生産の推進に関すること。
畜産部会	(1) 畜産の推進に関すること。 (2) 家畜防疫対策の推進に関すること。
構造政策部会	(1) 担い手の育成・確保に関すること。 (2) 農地の効率的利用に関すること。 (3) 都市と農村の交流促進に関すること。

別表 1 (つづき 1)

	生産基盤部会	(1) 水田、畑等の整備の推進に関する事 (2) 農業水利施設、農道等の整備の推進に関する事 と。
	林業部会	(1) 森林整備の推進に関する事 (2) 林業・木材産業の振興に関する事。
	水産部会	(1) 水産業の振興に関する事 (2) 漁港漁場整備に関する事。
	水循環システム再生・保全推進委員会	(1) 「水資源」の再生・保全のための総合的な取組 の推進に関する事。 (2) その他特別に推進が必要な事項に関する事。
	環境公共推進会議	環境公共の総合的な推進に関する事。

別表1 (つづき2)

「攻めの農林水産業」推進地方本部	<p>(1) 地域における「攻めの農林水産業」を推進する具体的な対策を確認すること。</p> <p>(2) その他地域における「攻めの農林水産業」を推進するために必要な事項を協議すること。</p>
生産・販売部会	<p>(1) 生産対策の推進に関すること。</p> <p>(2) 販売・流通の推進に関すること。</p> <p>(3) 食品加工に関すること。</p> <p>(4) 「地産地消」の推進に関すること。</p> <p>(5) 構造政策の推進に関すること。</p> <p>(6) 生産基盤整備の推進に関すること。</p>
食産業連携推進地方本部	<p>(1) 地域における農商工連携の推進による食産業の取組加速化に関すること。</p> <p>(2) 地域における食産業づくりの推進体制の強化に関すること。</p>
「日本一健康な土づくり運動」推進地方本部	<p>(1) 地域における「日本一健康な土づくり運動」の具体的な推進に関すること。</p> <p>(2) その他地域における関連施策の具体的な推進に関すること。</p>
水循環流域部会	<p>(1) 各流域における「水資源」の再生・保全の推進に関すること。</p> <p>(2) その他各流域における関連施策の推進に関すること。</p> <p>①陸奥湾流域部会：青森市（旧青森市に限る。）、むつ市（旧大畑町を除く。）、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、野辺地町及び横浜町</p> <p>②岩木川流域部会：青森市（旧浪岡町に限る。）、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鱈町、田舎館村、板柳町、鶴田町及び中泊町</p> <p>③西海岸流域部会：鱒ヶ沢町及び深浦町</p> <p>④馬淵川流域部会：八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町及び新郷村</p> <p>⑤高瀬川・奥入瀬川流域部会：十和田市、三沢市、七戸町、おいらせ町、六戸町及び東北町</p> <p>⑥下北流域部会：むつ市（旧むつ市及び大畑町に限る。）、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村</p>
環境公共調整会議	各地域県民局における環境公共の具体的な推進に関すること。

別表2（第3条関係）

○青森県「攻めの農林水産業」推進本部委員

（行政機関）

青森県知事（本部長）
農林水産省東北農政局青森農政事務所長
青森県市長会長
青森県町村会長
青森県農林水産部長（副本部長）

（研究機関）

地方独立行政法人青森県産業技術センター理事長

（農業団体）

青森県農業協同組合中央会長
全国農業協同組合連合会青森県本部長
青森県産米需要拡大推進本部長
青森県農業会議会長
財団法人青森県りんご協会会長
社団法人青森県りんご対策協議会長
社団法人青森県畜産協会会長
青森県畜産農業協同組合連合会代表理事会長

（林業団体）

青森県森林組合連合会代表理事会長
青森県木材協同組合理事長

（水産業団体）

青森県漁業協同組合連合会代表理事会長
八戸水産加工業協同組合連合会代表理事会長

（市場・販売団体）

社団法人青森県物産振興協会会長
青森県ほたて流通振興協会会長理事
青森県青果卸売市場協会会長

（商工観光団体）

青森県商工会議所連合会長
青森県中小企業団体中央会長
青森県商工会連合会長
社団法人青森県工業会長
社団法人青森県観光連盟理事長

（消費者団体）

青森県生活協同組合連合会長
特定非営利活動法人青森県消費者協会理事長

（学識・情報団体等）

弘前大学農学生命科学部長
青森大学長
日本貿易振興機構青森貿易情報センター所長

計31名

別表 3 (第 1 2 条関係)

○県本部及び地方本部の事務局

組 織 名	事 務 局
「攻めの農林水産業」推進本部	農林水産政策課
総合販売戦略・食産業推進委員会	総合販売戦略課
総合販売戦略・食産業推進専門部会	総合販売戦略課
生産・構造政策推進委員会	農林水産政策課
「日本一健康な土づくり運動」推進本部	食の安全・安心推進課
稲作部会	農産園芸課
畑作園芸部会	農産園芸課
果樹部会	りんご果樹課
畜産部会	畜産課
構造政策部会	構造政策課
生産基盤部会	農村整備課
林業部会	林政課
水産部会	水産振興課
水循環システム再生・保全推進委員会	農林水産政策課
環境公共推進会議	農村整備課
「攻めの農林水産業」推進地方本部	地域県民局地域農林水産部
生産・販売部会	地域県民局地域農林水産部
食産業連携推進地方本部	地域県民局地域農林水産部
「日本一健康な土づくり運動」推進地方本部	地域県民局地域農林水産部
水循環流域部会	各地域県民局地域農林水産部
(陸奥湾流域部会)	東青地域県民局地域農林水産部
(岩木川流域部会)	中南地域県民局地域農林水産部
(西海岸流域部会)	西北地域県民局地域農林水産部
(馬淵川流域部会)	三八地域県民局地域農林水産部
(高瀬川・奥入瀬川流域部会)	上北地域県民局地域農林水産部
(下北流域部会)	下北地域県民局地域農林水産部
環境公共調整会議	地域県民局地域農林水産部

「攻めの農林水産業」推進本部組織図（平成23年4月1日現在）

